

## B類疾病予防接種業務委託実施要領

項 目	内 容
対象者及び 接種回数	<p><b>B類疾病</b></p> <p>1 <u>高齢者インフルエンザ（令和6年10月1日から令和7年3月31日までの間で実施）</u></p> <p>(1) 接種日に年齢65歳以上の者</p> <p>(2) 接種日に年齢60歳以上65歳未満の者で次のいずれかに該当する者。（確認資料の提出が必要）</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 心臓・腎臓・呼吸器の機能に重い障害を有するもののうち、当該障害の程度が身体障害者等1級程度であることが明らかな者</p> <p style="margin-left: 20px;">イ ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に重い障害を有する者のうち、当該障害の程度が身体障害者等級1級程度であることが明らかな者</p> <p>(3) 1人1回に限る。</p> <p>2 <u>高齢者用肺炎球菌（23価肺炎球菌荚膜ポリサッカライド）（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間で実施）</u> <u>過去に一度も受けていない者で(1)又は(2)に該当する者</u></p> <p>(1) <u>接種日において65歳である者（65歳の誕生日の前日から接種可）</u></p> <p>(2) 接種日に年齢60歳以上65歳未満の者で次のいずれかに該当する者（確認資料の提出が必要）</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 心臓・腎臓・呼吸器の機能に重い障害を有するもののうち、当該障害の程度が身体障害者等1級程度であることが明らかな者</p> <p style="margin-left: 20px;">イ ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に重い障害を有する者のうち、当該障害の程度が身体障害者等級1級程度であることが明らかな者</p> <p>(3) 1回目の接種に限る。</p>
準備事項	<p>1 医療施設内に協力（受託）医療機関であることを表示する。</p> <p>2 予診票・啓発資料等を窓口に備え付ける。</p> <p>3 ワクチンその他、業務に必要な資材を準備する</p>
受託医師が行うこと  実施事項	<p>1 <u>実施の事前に対象者であることを確認する。（高齢者用肺炎球菌については、過去に受けたことがないことを確認する。）</u></p> <p>(1) 住所、氏名、年齢確認…保険証、介護保険証、免許証等の公的身分証明書で確認</p> <p>(2) 60歳以上から65歳未満の対象者に該当する者…身体障害者手帳により確認（手帳のない者は、診断書で確認）</p> <p>(3) 自己負担免除者…生活保護受給証明書、中国残留邦人等支援給付の受給者と証明できるものにより確認</p> <p><u>（(2)及び(3)の確認後は、当該書類を予診票に添付し田川市に提出する。）</u></p> <p>2 対象者に対しては、田川市が指定する予診票により、検温・問診・診察を行う。</p> <p>3 接種の事前に、接種希望の確認を行い、被接種者自署を必ず記入してもらう。自署が不可な場合は代筆者に記入してもらう。 <b>○ 記入もれがある場合は、委託料の支払はできませんのでご注意ください。</b></p> <p>4 実施にあたっては、委託契約によるほか、「予防接種ガイドライン」を参考とする。</p> <p>5 接種終了後、予診票に所要事項を記入する。</p> <p>6 接種後、予防接種済証を交付する。また、自己負担が必要な方からは、インフルエンザは自己負担額1,000円、成人用肺炎球菌は3,000円を徴収する。</p>
実施報告及び 委託料請求	<p>予防接種を実施した月の初日から末日までの分を取りまとめて翌月10日までに実績報告書兼委託料請求書に予診票及び対象者（60歳以上65歳未満、生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付の受給者）に該当する証明書を添えて田川市へ提出する。</p>

接種委託単価	<b>1 インフルエンザ</b>		
	区 分	生活保護者	生活保護者以外
	1回目の接種の場合	4,500円 * 自己負担額 無料	3,500円 * 自己負担額 1,000円
	2回目の接種の場合	0円 全額自己負担	
	接種不可となった場合	1,790円 * 自己負担額 無料	1,790円 * 自己負担額 無料
	<b>2 高齢者用肺炎球菌</b>		
	区 分	生活保護者	生活保護者以外
	1回目の接種の場合	8,000円 * 自己負担額 無料	5,000円 * 自己負担額 3,000円
	2回目の接種の場合	0円 全額自己負担	
	接種不可となった場合	1,790円 * 自己負担額 無料	1,790円 * 自己負担額 無料
	<b>過去に1度でも受けた者は、対象としない。</b>		
	* いずれも消費税及び地方消費税含む。		
その他特記すべき事項	<p>田川市は、<u>次の者には、予診票の配布及び委託料の支払いはしない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 対象者に該当しない者</li> <li>2 対象者であっても、接種回数が2回目以降の場合</li> <li>3 <u>成人用肺炎球菌をすでに受けたことがある者</u></li> <li>4 予診票の白署欄に署名のないもの</li> </ol>		